

和田義治の社会福祉活動と募金活動の基金 募集要項（2023年度募集）

2023年9月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は筋萎縮性側索硬化症（以下、ALS※）という難病患者でもある和田義治氏により設立されました。ALS患者を始めとする難病患者、更には社会弱者の方々に勇気を与え、彼らが『焦らず』『気負わず』『諦めず』『明るく』『楽しみながら日々』、"行き""活き""生き"ていけるように支援を行います。

寄付者である和田義治氏の活動はWEBからご確認ください。

※筋萎縮性側索硬化症は体の筋肉が徐々に衰えて呼吸困難を招き、発症後の平均寿命が3年から5年とされる難病です。根本的な治療法はなく、現在は国内で約1万人の患者がいるとされています。

助成額

1件あたり30万円以内



[和田義治氏のHP](#)
[ALSと診断された意味を問う旅](#)
※公益推進協会のHPではありません

助成件数

3件程度

募集期間

(WEB 応募) 2023年10月2日(月)10:00~2023年11月30日(木)17:00

助成対象

(1) 助成対象活動

日本国内において実施される活動で、以下の要件のいずれかを満たしたもの。

- ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）を始めとする国指定難病の患者とその家族が抱えている様々な問題に対する医療・福祉上の支援活動
- ② その他この基金の目的達成に資する活動

(2) 助成対象団体

日本国内において活動する非営利団体（法人格は不問）で活動実績が1年以上あること

(3) 助成対象期間

2024年1月1日~2024年12月31日（期間内であれば、実施回数や時期は問いません）

(4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

家賃や通常の人件費等の経常費には使用できません。

応募方法（WEB）

応募フォームに下記書類を添付し、応募してください。

（Googleフォーム）<https://forms.gle/rByomUpRSX6pY55K8>

※応募にはGoogleアカウントが必要となりますので、事前にご用意ください。



Google フォーム(応募)

1. 申請補助資料（助成実績・収支概要）

※当財団ホームページ <https://kosuikyo.com/> よりダウンロードしてください。

2. 定款または会則の写し

3. 前年度の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書

4. 本年度の予算書と事業計画書 ※助成期間を含むものとする

5. 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須

6. その他資料 ※企画書・活動状況のわかる資料 をA4・2枚まで添付可能【提出は任意】



資料ダウンロード
(公益推進協会のHP)

【添付ファイルについて】

1から順番に添付する。

ファイル名は 番号+添付資料名+（団体名）とする。 例) 1.申請補助資料（NPO法人公推協）

※申請後の差し替え・修正等には応じられません。ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び結果通知

（1）選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

（2）結果通知

2024年1月下旬を目途に申請者に対し、採否を通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・ホームページ等）に、公益財団法人公益推進協会の助成事業であることを明記してください。
- ・助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り事業を遂行して下さい。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類をメールで提出してください。
 - ① 実績報告書（指定書式）
 - ② 活動報告書（任意書式）
 - ③ 収支報告書（任意書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
 - ④ 【公表版】活動報告書（指定書式）当財団HP等に掲載します。プライバシーに配慮し作成ください。

・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

公益財団法人公益推進協会 和田義治の社会福祉活動と募金活動の基金担当

TEL 03-5425-4201 E-mail : info@kosuikyo.com (問い合わせ対応時間：平日10時～18時)

